

【 愛知県と「災害時の救護活動にかんする協定書」を締結調印しました。】

令和4年3月16日、愛知県公館において、愛知県知事、(一社)愛知県鍼灸師会、(一社)愛知県鍼灸マッサージ師会との間で、「災害時の救護活動にかんする協定書」を三者協定という形で締結調印しました。



まずは、本協定締結に向け、ご尽力をいただいた議員の先生方、県職員の方々に深く感謝の意を表します。

災害は何時起きるかわかりません。特に南海トラフ地震は、30年以内に起きる可能性が高いといわれ、明日にでもおきるかもしれません。

今回の協定締結は始まりにしか過ぎず、これから、準備をしなければならない事はたくさんあります。

災害が発生したときには、我々も被災者となる可能性があります。そうなった時に、我々鍼灸師はどう行動すれば良いのでしょうか。今から準備をしておかなければなりません。

1. 災害時における鍼灸師のとるべき行動、
2. 医療や他職種との連携
3. 心理学的観点からみた被災者との接し方、
4. 災害発生時の連絡網の作成と行動、
5. 鍼灸用品の調達、など、為すべき事が沢山あります。

今後は、会員が一丸となって災害に対処出来る様、災害対策講習会の開催など、積極的に取り組んでいきたいと思っています。

* 12月3日4日の日鍼会全国大会でも災害支援活動に関する講演があります。是非ご参加下さい。



本会顧問 塚本先生と



本会顧問 日比先生と